

補助金・支払金（交通費支給）の運用基準

2017年までは、自家用車利用時においては「公共交通機関使用時の相当額を請求する」若しくは「個人判断で近距離の場合は請求しない」のいずれかで処理をしてきたが、電車とバスを3～4回乗り換える必要があるケースが発生し、かなりの高額となる事例が発生し、2018年4月の運営委員会にて下記の基準にて請求することを決定し、試行してきました。この度から、2019年の総会にて承認を得て正式運用をします。

山行管理規程 第6章 補助金・支払金 第21条2の交通費支給の基準

2. 参加費・交通費支給

- ①会を代表して連盟、県連行事等に参加した場合は参加費、交通費を支給する。
(公共交通運賃相当額)
- ②会の運営委員会及び県連の理事会・専門部会に参加した場合、交通費実費
(公共交通運賃相当額)を支給する。



「公共交通機関使用時は実費とし、但し車使用時には距離1キロ当たり、山行管理規程第23条1項車利用料の単価から運転手当10円を引いた単価を掛けて算出し、公共交通実費と比較して安い方を請求できる」

*各自、出発地から帰着地までの距離を基に金額を算出し、会場毎に金額を固定する。

(例：長久手会場は¥〇〇、県連事務所は¥〇〇)

なお、駐車料金及び有料道路使用料は個人負担とする。

*「…請求できる」としたのは、近距離であり比較的安価な場合など個人判断で請求しないこともできるようにしてあります。

山行管理規程 第23条

1. 車利用料

会員所有の自家用車(任意保険加入車であること)で山行を行う場合、次の計算式で車利用料を算出し山行参加者で負担する。但し小学生未満は無料、小学生は半額、中学生は大人と同額負担とする。

参加者一人当たりの車利用料は、(運転手当・消耗品 15円含む)

(ガソリン ~99/L30円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 100~139/L35円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 140~179/L40円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 180~219/L45円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

(ガソリン 220~259/L50円×km) + 有料料金 = 合計 ÷ 参加人数

2. 運転手当

①交替運転手当

会員所有の自家用車で山行を行う場合、必要に御応じて運転を交替した時は、交替運転者に車利用料総額のうちから運転手当を支払う。 走行距離×10円

ガソリン単価の変動により見直しが必要と認めた時は運営委員会で決定する。

以上